

《 船員社会ニュース 》

◆ 改正漁業法について⑫

水産部

-改正漁業法案の概要-

改正漁業法は、旧漁業法から大幅に改正されている。国会審議で論点となった主要な改正点

- |            |               |
|------------|---------------|
| ①目的規定      | ②水産資源の保存および管理 |
| ③許可漁業      | ④漁業権          |
| ⑤海区漁業調整委員会 | ⑥密漁対策に関する規定   |

-⑥密漁対策に関する規定-

近年、反社会的勢力などによるナマコ、アワビなどの高級水産物の密漁が社会問題化していたことを受け、改正漁業法では、適正な許可や権利を有する者以外が財産上不当な利益を得る目的で採捕されるおそれの大きい水産動植物(特定水産動植物)の採捕を禁止する規定が設けられた。また、この規定に違反して特定水産動植物を採捕した者と違法に採捕されたものと知りながら運搬、保管、取得または処分した者に対して3年以下の懲役または3000万円以下の罰金に処する規定が設けられ、密漁に対する罰則が大幅に引き上げられることとなった。

その他、密漁対策ではないが、許可漁業または漁業権に付された条件に違反した場合の罰金も200万円から300万円に引き上げられている。

これ以外にも改正漁業法では、漁業協同組合制度の見直しなど大きな改正が行われているが、改正法をより詳しく知りたい場合には、法令や後述の参考文献などを参照していただきたい。

「海員だより」